

介護施設の人員配置基準の引上げを求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。2007年8月に改定された、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針では、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うことを求めているが、ほとんど取組が進められていない。

実際の介護現場では、法令で定められた人員基準を大幅に上回る配置をしているにもかかわらず、人手不足や業務が過剰な状態が続いている。人材確保策として、外国人介護労働者の受入れが始まっているが、労働環境の改善が進まなければ、行く行くは今と同じ状況になるであろうことは想像に難くない。こうした現状を改善するためには、人員配置基準の引上げは必要不可欠である。介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するためにも、人員配置に係る水準を定めた基準省令の見直しが必要となる。同時に、水準の引上げには介護報酬の引上げが欠かせないが、それに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

よって逗子市議会は国に対し、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、介護施設の人員配置基準の抜本的な改善を図るよう、次の事項について要望する。

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の利用者3人に対して1人以上を、実態に合わせて、利用者2人に対して1人以上に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置の基準となっている、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。
また、1人夜勤は解消すること。
- 3 1、2の項目を保障するため、介護報酬の引上げを行うこと。
保険料負担、自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

逗子市議会